

高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱への対応

高病原性鳥インフルエンザ¹や豚熱²等の家畜伝染病については、家畜伝染病予防法に基づき、発生の予防やまん延の防止に関する措置を講じています。

以下では、令和4(2022)年シーズンに高頻度で発生している高病原性鳥インフルエンザや、継続的に発生している豚熱の防疫措置の強化を図る取組等について紹介します。

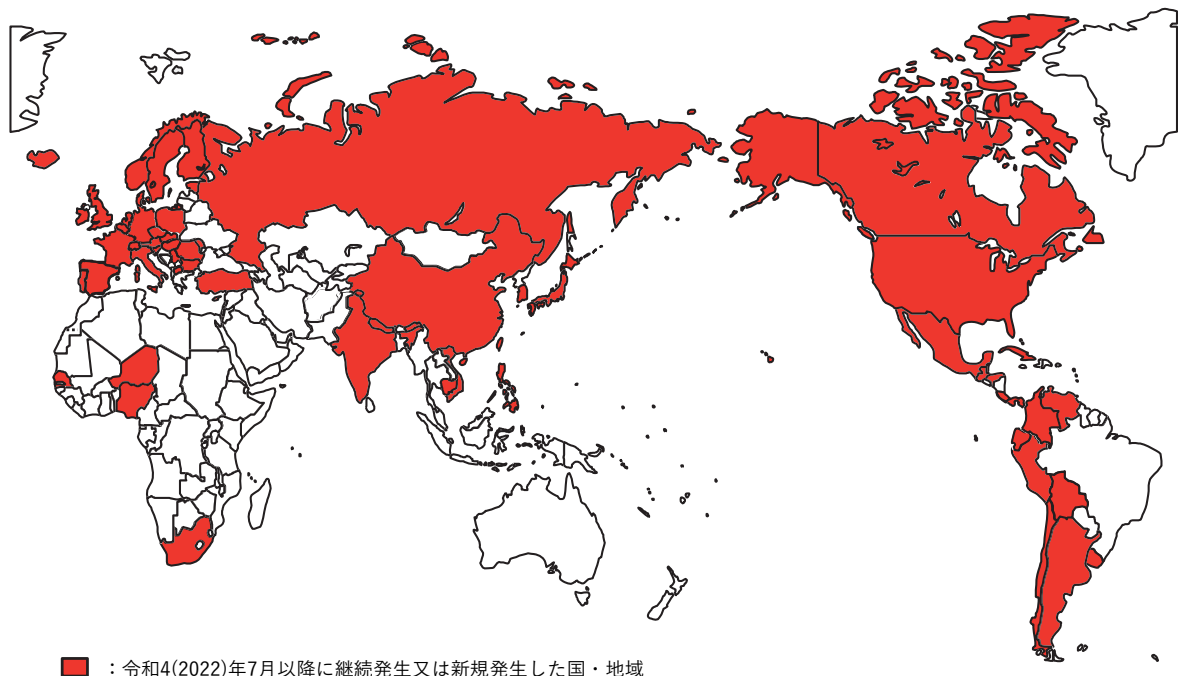
(高病原性鳥インフルエンザが高頻度で発生)

高病原性鳥インフルエンザウイルスは、その伝播力の強さや高致死性^{でんぱりよく}から、一旦発生すれば、地域の養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、国民への鶏肉及び鶏卵の安定供給を脅かしかねず、また、鶏肉・鶏卵の輸出が一時的に停止することから、今後も引き続き、清浄性を維持していく必要があります。

令和4(2022)年シーズンにおいては、欧米を始め、世界各地で高病原性鳥インフルエンザが流行しています(図表 トピ4-1)。

こうした中、我が国においても、高病原性鳥インフルエンザの発生が史上初めて10月に確認されて以降、過去に一度も発生がなかった地域を含めて令和5(2023)年3月末時点で26道県82事例が確認されており、これまでに過去最大となるおよそ1,701万羽が殺処分の対象となっています(図表 トピ4-2)。

図表 トピ4-1 世界における高病原性鳥インフルエンザの発生状況



資料：OIE(国際獣疫事務局)の資料を基に農林水産省作成

注：1) 令和5(2023)年3月末時点

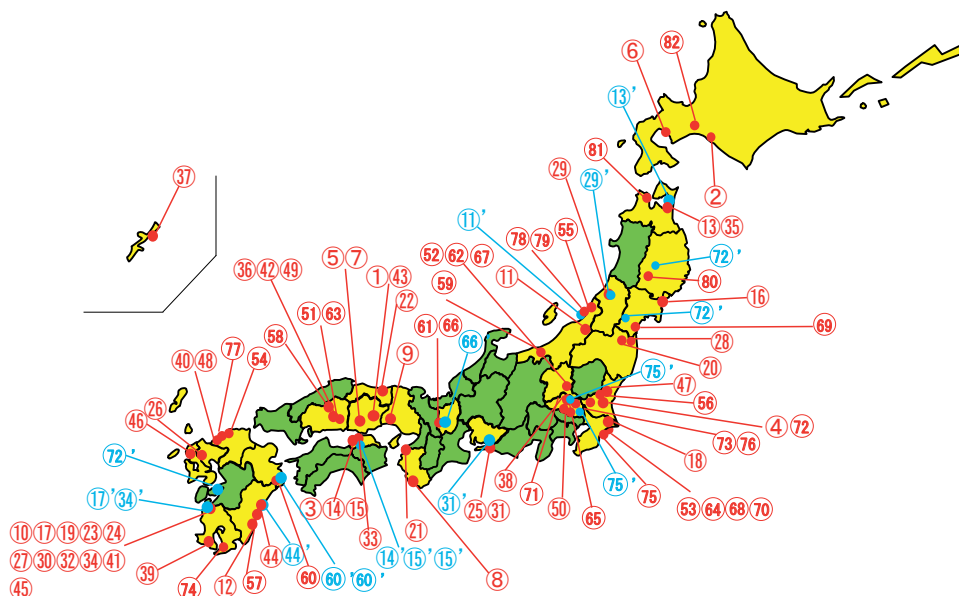
2) 本図は発生の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない。

3) 白色の国・地域であっても継続発生で報告されていない可能性もある。

¹ 用語の解説(1)を参照

² 用語の解説(1)を参照

図表トピ4-2 令和4(2022)年シーズンにおける我が国の高病原性鳥インフルエンザの発生状況



資料：農林水産省作成

注：1) 令和5(2023)年3月末時点

2) 数字は発生の順を示す。赤字数字は令和4(2022)年シーズンにおける家きんでの発生農場。青字数字は赤字数字と同じ発生農場からの家きんの移動等から疑似患者と判定し殺処分を行った農場等

(高病原性鳥インフルエンザの対策を強化)

高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、農林水産省では、都道府県に対し、高病原性鳥インフルエンザの早期発見や早期通報、飼養衛生管理の徹底を改めて通知し、家きん農場における監視体制の強化を実施したほか、経営支援対策の周知を実施しました。また、令和4(2022)年12月の鳥インフルエンザ関係閣僚会議を踏まえ、鶏舎周辺の敷地等、家きん農場における緊急消毒を支援しました。



消石灰による緊急消毒が行われた家きん農場

さらに、農林水産大臣等による都道府県知事との意見交換を実施するとともに、疫学や野鳥等の専門家から成る疫学調査チームを派遣しました。

くわえて、発生農場等の飼養家きんの殺処分や焼埋却、移動制限区域¹・搬出制限区域²の設定、消毒ポイントの設置等、都道府県が実施する防疫措置について、関係省庁と連携し、職員の派遣等、必要に応じた支援を実施するとともに、高病原性鳥インフルエンザが発生した養鶏農家の経営再開や、移動制限区域・搬出制限区域内の養鶏農家の経営継続に対する支援等を実施しました。

このほか、消費者、流通業者、製造業者等に対し、鶏肉・鶏卵の安全性の周知、発生道県産の鶏肉・鶏卵の適切な取扱いの呼び掛け等、高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等を実施しました。

なお、我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

¹ 発生農場から半径3km以内の区域

² 発生農場から半径3～10km以内の区域

(事例) 鳥インフルエンザの発生防止のため、ため池周辺の消毒を徹底(香川県)

農場の周囲にため池や水場等の野鳥が多数存在するところでは、特に環境中に鳥インフルエンザウイルスが存在するリスクが高いことから、発生農場周囲のため池周辺等の消毒、ため池の水抜き等の野鳥対策等について地域の関係者が一体となった取組を徹底して行うことが重要です。

このため、香川県では、令和4(2022)年11月に、高病原性鳥インフルエンザが発生した養鶏場から半径3km以内で、養鶏場が近くにあるため池を対象として、2週間程度の期間で13か所の消毒作業を各2回ずつ実施しました。消毒に当たっては、水生生物への影響等を考慮し、ため池の外側の^{のりめん}法面に消毒液を散布しています。

これらの措置により、ため池に飛来した野鳥によって持ち込まれた鳥インフルエンザウイルスを、圏内に生息する小動物・野鳥が他の場所に持っていく可能性が少しでも低減することが期待されています。



ため池周辺の消毒作業

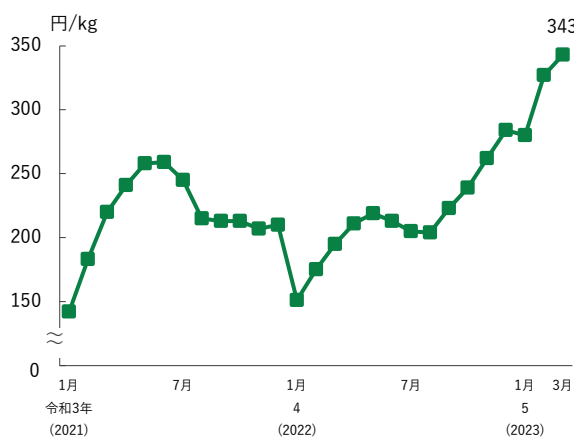
資料：香川県

(鶏卵の価格高騰や欠品に対し、供給拡大の取組を実施)

高病原性鳥インフルエンザによる採卵鶏の殺処分羽数が過去最多となり、国内全体の飼養羽数の約1割まで拡大しました。また、飼料価格の高騰等による生産コストの増加もあり、鶏卵の卸売価格は、令和5(2023)年3月に343円/kg(平年比175%)となっています(図表トピ4-3)。長期安定契約の比率が比較的高い家庭消費向け鶏卵については、地域によっては購入制限を設ける事例や、夕方に品薄になるといった事例も生じていますが、加工向けと比較すれば不足感は小さく、小売価格は同年3月に288円/1パック(平年比135%)となっています(図表トピ4-4)。一方、加工向け鶏卵においては不足が見られ、一部の食品企業では、卵の使用量の削減や卵を使用した商品の販売中止を行うなど、食品産業への影響が見られています。

こうした状況を踏まえ、生産者団体は生産者に鶏卵の安定供給を緊急に呼び掛け、生産者は採卵鶏の飼養期間延長等の供給拡大の取組を実施しました。

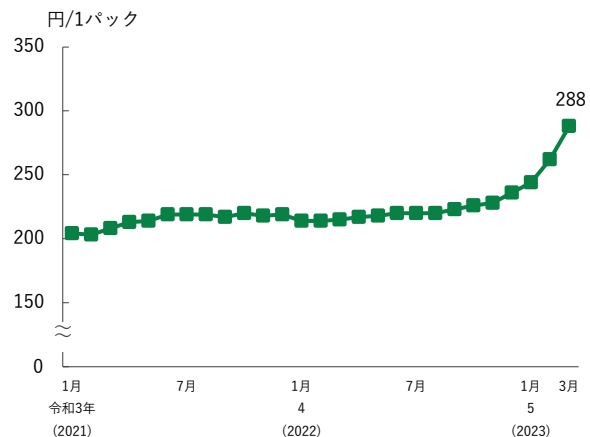
図表 トピ 4-3 鶏卵の卸売価格



資料：農林水産省「鶏卵市況情報」を基に作成

注：各月の卸売価格は、東京都所在の全農系の鶏卵荷受事業所を対象とした日別の卸売価格(M規格・中値)を平均したものの

図表 トピ 4-4 鶏卵の小売価格



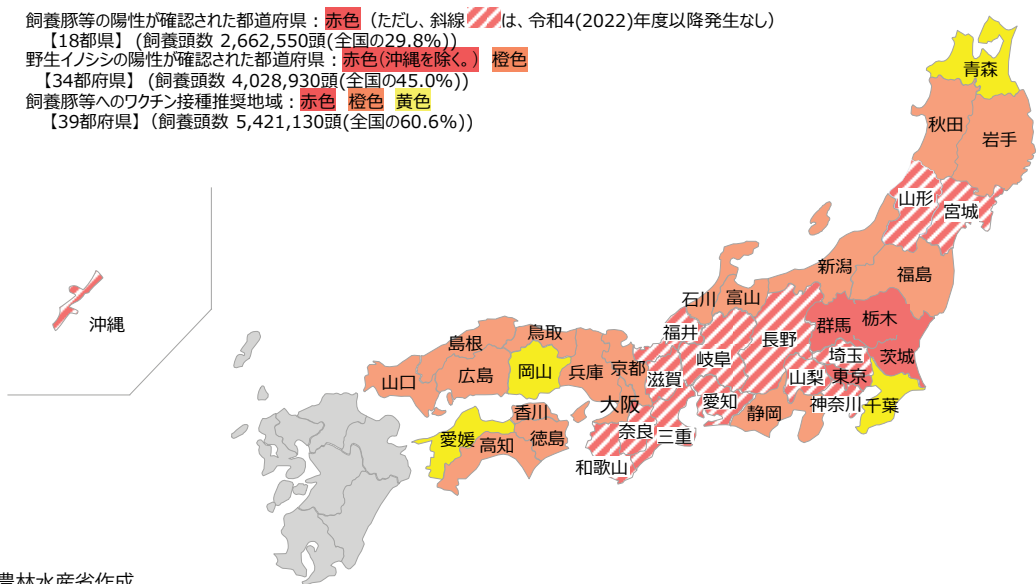
資料：農林水産省「食品価格動向調査」

注：鶏卵の1パックはサイズ混合・10個入り

(豚熱に対して飼養衛生管理の徹底や野生イノシシ対策等を推進)

平成30(2018)年に26年ぶりに国内で豚熱が確認されてから、令和5(2023)年3月末時点で18都県の豚又はイノシシの飼養農場等において86例の発生が確認されています。令和4(2022)年度は、4都県の豚又はイノシシの飼養農場等で9例が発生しました(図表 トピ 4-5)。

図表 トピ 4-5 豚熱の発生場所



資料：農林水産省作成

注：飼養頭数は、農林水産省「令和4年畜産統計」を基に計算した数値

豚熱対策として、野生動物の侵入防止柵の設置や飼養衛生管理の徹底に加え、ワクチン接種推奨地域では予防的なワクチン接種を実施しています。

令和4(2022)年12月には、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針を改正し、適時・適切な接種及びワクチンの厳格な管理を担保した上で、認定された農場において、研修を修了するなどして都道府県知事が登録した飼養衛生管理者が豚熱ワクチンを接種できるようにしました。これにより、ワクチン接種体制の強化とともに、家畜防疫員による飼養衛生管理の指導等の取組が強化されることが期待されます。

また、野生イノシシの対策として、経口ワクチンの散布を行うとともに、同年4月にWebサイト上で生産者自ら農場周辺の検査状況を確認可能な新たな地図情報システムを提供するなど、サーベイランスの強化を図っています。

豚熱の流行は、野生イノシシによる感染拡大が大きな要因の一つと考えられていることから、野生イノシシの捕獲の強化による密度低下により感染拡大を抑制し、感染イノシシの絶対数を抑制することで、農場への感染拡大リスクを低下させることが期待されています。

このほか、豚熱の感染拡大防止のための取組として、登山者等や狩猟関係者向けのポスターの作成・周知を行っています。



感染拡大防止のための周知ポスター

資料：公益社団法人中央畜産会

→第1章第8節のほか、第1章第3節、第2章第1節を参照

デジタル田園都市国家構想に基づく取組を推進

政府は、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起し、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた取組を推進しています。

以下では、デジタル田園都市国家構想に基づく取組について紹介します。

(地方が抱える課題についてデジタル実装を通じて解決)

デジタル田園都市国家構想は、人口減少、過疎化等の様々な社会課題に直面する地方において、デジタル技術の活用によって地域の個性を活かしながら地方の社会課題の解決や、魅力あふれる地域づくりを進め、地方活性化を加速することを目的としています。

同構想の実現により、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-being(満足度)の増大等を通じて、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会を目指しています。これにより、東京圏への一極集中の是正を図り、地方から全国へとボトムアップの成長を推進することとしています。

特に農林水産業が基幹産業である中山間地域等においては、「しごと」、「暮らし」、「活力」面での課題をデジタル活用により解決するため、関係府省庁が連携して、地域の実情に合った施策を一体的に展開することとしています。

(事例) テレワーク研修交流施設を整備し、ワーケーションの取組を推進(新潟県)

新潟県妙高市は、コワーキングスペース、シェアオフィス、コミュニティスペース等を備えたテレワーク研修交流施設を整備し、企業等をターゲットとしたワーケーションの取組を推進しています。

妙高山麓に位置し、温泉、リゾート、アクティビティが豊富な同市は、テレワーク環境の整備や、森林ツーリズム等の各種プログラムを推進しており、ワーケーション体験ができる先進地として注目を集めています。

こうした取組の一環として、同市は、令和4(2022)年7月に、妙高戸隠連山国立公園地内に、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を提供する施設として、妙高市テレワーク研修交流施設「MYOKO BASE CAMP」を開設しました。

同施設は、「働く、観光する、遊ぶ、交流する」など多様な役割を担う施設であり、企業やフリーランス、起業を考えている人等が快適に働ける環境として、オンライン会議システムを運営しているZVC JAPAN株式会社と国内で初めて連携してデザインされたコワーキングスペース等を備えるとともに、ワーケーションや、都市部企業と市内企業のビジネスマッチング等の各種事業を行っています。

今後とも、同施設の活用により、首都圏等から新たな人の流れを加速させ、関係人口を創出しながら、地域課題の解決やローカルイノベーションの創出等、新たな価値の創造を目指すこととしています。



テレワークや研修等に活用されるコワーキングスペース

資料：新潟県妙高市

政府は、令和4(2022)年12月に、令和5(2023)年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(以下「総合戦略」という。)を策定しました。総合戦略は、デジタル田園都市国家構想が目指すべき中長期的な方向について示すとともに、構想の実現

に必要な施策の内容等を示すものです。総合戦略に基づき、国・地方公共団体・企業・大学等、多様な主体が、地域外の主体も巻き込みながら、連携して取組を推進していくことが期待されています。

農林水産省では、農的関係人口¹の創出・拡大等により、将来的な農村への移住者や潜在的な農業・農村の担い手を拡大するとともに、デジタルを活用した農林水産業・食品産業の成長産業化と地域の活性化等を推進することとしています。

(コラム) 農山漁村で、デジタル技術を活用し地域課題の解決を図る取組が進展

デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地方公共団体や民間企業等、様々な主体の意欲や国民の関心を高めるため、内閣官房では「Digi田甲子園^{デジデンこうしえん}」を実施しています。企業や団体等を対象にした「冬のDigi田甲子園」に応募された取組においても、デジタルの力を活用して地方の社会課題の解決を図る事例が数多く見られます。

例えば京都府福知山市毛原地区では、過疎化・高齢化が進む山間集落において、移住促進だけに頼らずに美しい棚田での暮らしを持続可能にするため、住民と関係人口を交えたコミュニティを構築し、デジタルツールを用いて交流・共助・協働活動を容易に行う取組が進められています。

また、和歌山県すさみ町^{ちよう}では、すさみスマートシティ推進コンソーシアムの実証実験として、ベル・データ株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社ウフルが主体となり、災害時に備えて食品等の備蓄品の個数、賞味期限、アレルギー対応の有無、在庫充当率をデジタル化により管理するとともに、スマートフォンによる発注システムとも連動し運用する取組が進められています。

今後とも全国各地で、デジタル技術の活用により地域の様々な課題を解決する取組が進展し、住民の暮らしの利便性や豊かさの向上等につながっていくことが期待されています。



スマートスピーカーを活用した
集落住民間の交流

資料：毛原の棚田ワンダービレッジプロジェクト

(「デジ活」中山間地域の取組を支援)

中山間地域等では、少子高齢化や人口減少が進行しており、AI、ICT²等のデジタル技術を活用し、農林水産業や生活サービス等の省力化・効率化を図ることが急務となっています。このため、中山間地域等においては、基幹産業である農林水産業の「仕事づくり」を軸として、教育・文化、医療・福祉、物流等、様々な分野と連携しながら、地域資源やデジタル技術を活用しつつ、社会課題解決・地域活性化に取り組むことが重要となっています。また、集落生活圏においては、複数集落を対象に農用地の保全管理や地域資源の活用、生活支援を担う農村型地域運営組織(農村RMO³)が、デジタル技術の活用を通じて「小さな拠点」の持つ機能を効率的・効果的に利用することも期待されています。

こうした取組に意欲的な地域を「デジ活」中山間地域として登録し、令和5(2023)年度から登録地域を公表するとともに、「デジ活」中山間地域に対する優遇措置や現地派遣等を通じて関係府省が連携して支援を実施することとしています。令和9(2027)年度までに150地域以上の「デジ活」中山間地域を登録することを目指しています。

→第3章第2節を参照

¹ 第3章第7節を参照

² Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称

³ 第3章第5節を参照

トピックス
6

生活困窮者や買い物困難者等への食品アクセスの確保に向けた対応

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に加え、食料品等の価格高騰の影響により、生活困窮者への影響が深刻化しています。また、食料品等の買い物が困難になっている人が増えてきており、「食品アクセス問題」として社会的な課題になっています。

以下では、フードバンク¹活動を始めとした、食品アクセスの確保に向けた対応について紹介します。

(低所得者層ほど食料の価格上昇による負担が増加)

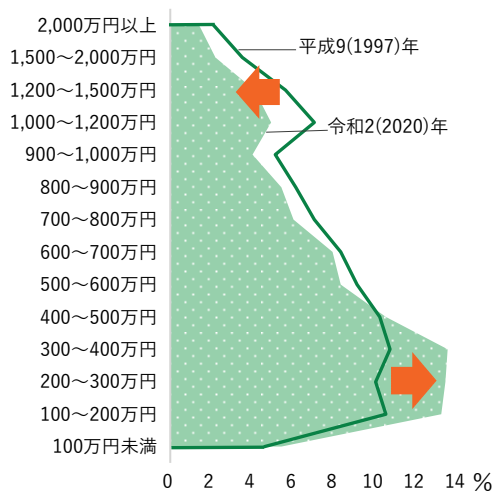
我が国においては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原材料価格の上昇や為替相場の影響等による食料品・エネルギー等の価格上昇が国民生活や事業活動に大きな影響を及ぼしています。

厚生労働省の調査によれば、所得金額階層別に世帯数の相対度数分布について、平成9(1997)年と令和2(2020)年を比較すると、高所得世帯の減少のほか、「400～500万円」以下の世帯割合の増加が見られ、相対的貧困者の増加がうかがわれます(図表 トピ6-1)。

また、内閣府の資料によれば、食料の価格上昇による家計負担の増加額が収入に占める割合を見ると、令和5(2023)年1月における食料負担増の収入比は、低所得者層ほど負担が増加しており、家計へのしわ寄せが生じている状況がうかがわれます(図表 トピ6-2)。

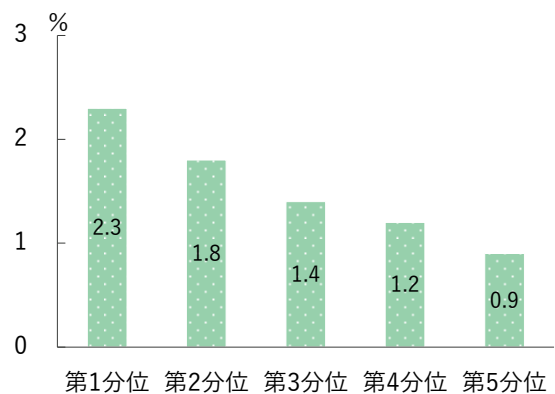
このような状況の中、全ての国民が良質かつ多様で十分な食品にアクセスできる状態を可能とするためには、生活困窮者等へ食品を届けやすくする取組の支援等、食品アクセスの確保に向けた対応を図ることが重要となっています。

図表 トピ6-1 所得金額階層別世帯数の相対度数分布の変化



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に農林水産省作成

図表 トピ6-2 収入階層別に見た、令和元(2019)年平均からの食料負担増の対収入比 (令和5(2023)年1月、年換算)



資料：内閣府「物価の動向について」(物価・賃金・生活総合対策本部(第8回)内閣府提出資料、令和5(2023)年3月公表)を基に農林水産省作成

注：各分位は二人以上の世帯。平均年間収入は、第1分位256万円、第2分位387万円、第3分位532万円、第4分位721万円、第5分位1,193万円

¹ 用語の解説(1)を参照

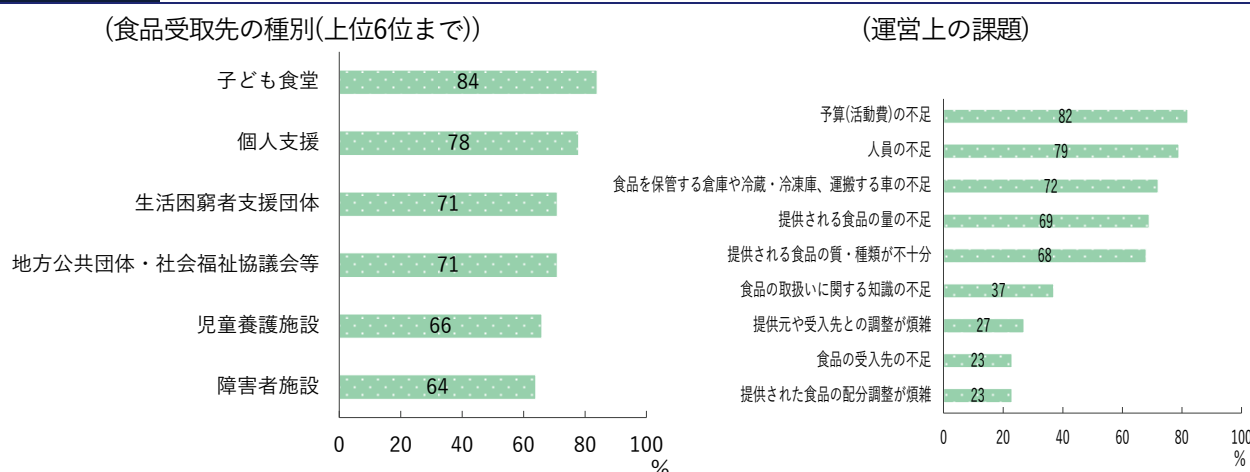
(フードバンクの役割が拡大)

生産・流通・消費等の過程で発生する未利用食品を食品企業や農家等からの寄附を受けて、福祉施設や生活困窮者等に無償で提供する「フードバンク」と呼ばれる団体の役割が大きくなっています。フードバンク活動は、未利用食品を必要とする者に届ける流通の一形態であり、食品ロスの削減に直結するほか、生活困窮者への支援等の観点からも意義のある取組であり、国民に対してフードバンク活動への理解を促進することが重要となっています。

我が国では、令和5(2023)年3月末時点で、全国で約234団体がフードバンク活動を行っています。公益財団法人流通経済研究所^{りゅうつうけいざいけんきゅうしよ}の調査によれば、フードバンクの運営主体は、約6割がNPO法人、約1割が社会福祉法人となっています。

また、フードバンクからの食品受取先は、「子ども食堂」が84%で最も多く、次いで「個人支援」が78%となっています(図表 トピ6-3)。さらに、フードバンクの運営上の課題については、「予算(活動費)の不足」や「人員の不足」のほか、「食品を保管する倉庫や冷蔵・冷凍庫、運搬する車の不足」といった回答が多くなっています。

図表 トピ6-3 フードバンクにおける食品受取先と運営上の課題



資料：公益財団法人流通経済研究所「フードバンク実態調査事業 報告書」(令和2(2020)年3月公表)

注：1) 令和元(2019)年6～7月にかけ、同法人が活動実態があることを把握した全国のフードバンク(特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人、任意団体、生協、社会福祉法人等)142団体を対象として実施したアンケート調査(有効回答数116団体)

2) 「食品受取先の種別」(回答数116団体)、「運営上の課題」(回答数94団体)の質問への回答結果(複数回答)

(フードバンク活動への支援を強化)

食品の流通を所管する農林水産省では、食品ロス削減のみならず、生活困窮者支援の観点からも、その役割の重要性が高まっているフードバンクに対し、活動開始から間もない団体への支援に加え、運営基盤の強化、食品取扱量の拡大等の課題に対応するため、フードバンクにおける広域連携等の食品の受入・提供能力の強化に向けた先進的な取組の支援を行っています。

また、フードバンクの活動強化に向け、食品供給元の確保等の課題解決に資する専門家派遣等を推進するとともに、フードバンクが子ども食堂等向けの食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費の支援を行っています。

さらに、賞味期限内食品のフードバンク等への寄附が進むよう、官民協働でネットワークを形成する取組を推進しています。

(事例) 海外の手法を取り入れてフードバンク活動を実践(岡山県)

岡山県吉備中央町の株式会社ケンジャミン・フランクリンは、飲食店と移動スーパーを経営しながら、フードバンク活動に取り組んでいます。

同社は、冷蔵設備のある移動販売車を利用して、欧州で学んだ倉庫を持たないフードバンク活動を実践しており、中山間地域で生じる余剰農産物や、市街地の小売事業者等から提供を受けた「まだ食べられるけれど販売はできない食品」を、児童養護施設やこども食堂、困窮世帯等に届ける活動を行っています。また、英国等で盛んなコミュニティフリッジ*の普及にも取り組んでいます。

さらに、令和4(2022)年には、豪州の慈善団体と連携協定を締結し、NPO法人ジャパンハーベストとして、世界をリードする取組を我が国で展開することも目指しています。今後は、食育や料理等を通じた食品ロス削減の啓発にも力を入れていくこととしています。

* 公共施設等に設置された冷蔵庫から、寄附された食品を必要とする人が自由に受け取れる仕組み



冷蔵設備のある移動販売車

資料：株式会社ケンジャミン・フランクリン



フードバンク活動

資料：NPO法人ジャパンハーベスト

(物価高騰の中での期限内食品の有効活用を推進)

原材料価格が高騰する中、コスト削減と値上げ幅の緩和を図っていくためには、期限内食品を消費者に売り切り、それでも発生する未利用食品を生活困窮者に寄附していくことが社会全体で強く求められています。そのためには、「期限内食品は全て消費者に届ける」との思いの下、川上から川下までの関係者が、共に取り組んでいくことが不可欠です。

このため、農林水産省では、生産・製造された食品がそれを必要とする者に適確に渡っていくよう、フードバンク全国団体等や食品企業の関係者間での意識と課題の共有を図るため、令和4(2022)年9月に「物価高騰の中での期限内食品の有効活用に関する意見交換会」を開催し、食品製造流通事業者に向けて、納品期限の見直しや、期限内にもかかわらず消費者への販売に至らない食品をフードバンクに寄附すること等を求める、農林水産大臣からのメッセージを発出しました。



「物価高騰の中での期限内食品の有効活用に関する意見交換会」にて挨拶する農林水産大臣

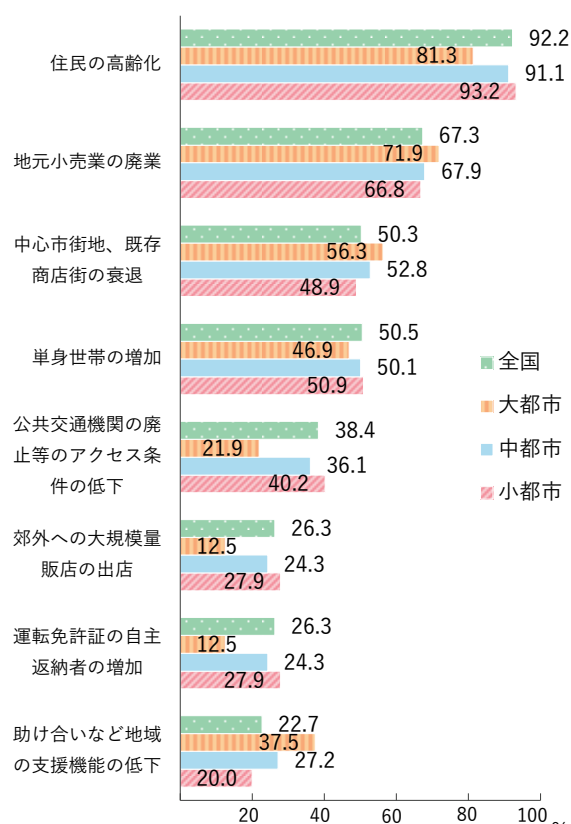
(約9割の市区町村が「食品アクセス問題」への対策が必要と認識)

我が国では、高齢化や地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により、過疎地域のみならず都市部においても、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる人（いわゆる「買い物困難者」）が増えてきており、「食品アクセス問題」として社会的な課題になっています。

令和4(2022)年4月に公表した調査によれば、回答した市区町村の86.4%が食品アクセス問題への対策が必要と認識しています。

また、対策を必要とする背景としては、都市の規模にかかわらず「住民の高齢化」が最も多く、次いで「地元小売業の廃業」となっています(図表 トピ6-4)。このほか、行政が実施している対策では「コミュニティバス、乗合タクシーの運行等に対する支援」が最も多く、民間事業者が実施している対策では「移動販売車の導入・運営」が最も多くなっています。

図表 トピ6-4 対策を必要とする背景



資料：農林水産省「食料品アクセス問題」に関する全国市町村アンケート調査結果（令和4(2022)年4月公表）

- 注：1) 令和3(2021)年10～12月に、全国の1,741市町村(東京都特別区を含む。)を対象として実施した調査(回答率69.6%)
 2) 「大都市」とは政令指定都市及び東京23区、「中都市」とは人口5万人以上の都市(大都市を除く。), 「小都市」とは人口5万人未満の都市
 3) 「対策を必要とする背景」の質問への回答結果(複数回答)

(食品アクセス問題の解決に向け、取組方法等の情報を発信)

食品アクセス問題は、商店街や地域交通、介護・福祉等、様々な分野が関係する問題であり、関係府省、地方公共団体の関係部局が横断的に連携し、民間企業やNPO法人、地域住民等の多様な関係者と連携・協力しながら継続的に取り組んでいくことが重要です。

農林水産省では、地方公共団体や民間事業者等が食品アクセス問題の解決に向けた取組に役立てられるよう、食品アクセス問題への取組方法や支援施策、先進事例、調査結果等の情報を積極的に発信しています。



食品アクセス(買い物弱者・買い物難民等)問題ポータルサイト
 URL : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/syoku_akusesu.html

→第1章第3節、第4節、第3章第2節を参照